【資料－３】

# 発注者支援業務等
# （参考資料）

# 平成24年度　中部地方整備局　発注者支援業務等の業務分類整理表

| 業務分類 | | | 業務内容 | 発注方式 | 業務形態 | 中立要件 | | 設計共同体 | 資格 | 業務実績 | 地域要件 | 配点基準 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 契約前 | 履行中 | | | | | |
| 1．発注者支援業務（市場化テスト） | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 積算技術業務 | 工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援 | 総合評価（1:2）ヒアリング有 | 持ち帰り | 履行中工事業者関係者 | 履行期間中に入札手続きを行う工事 | ○ | 発注者支援（P．8参照） | 発注者支援（P．2･3参照） | 地整管内 | 80（60） |
| | 2 | 技術審査業務 | 入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援 | | 持ち帰り | 履行中工事業者関係者 | 履行期間中に入札手続きを行う工事 | × | | | | |
| | 3 | 工事監督支援業務 | 工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援 | | 在席 | 履行中工事業者関係者 | 履行期間中に入札手続きを行う工事 | ○ | | | | |
| 2．公物管理補助業務（市場化テスト） | | | | | | | | | | | | |
| | 4 | 河川巡視支援業務 | 河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常･変状及び不法占用等の状況を報告･記録するとともに、必要な措置を講ずる | 総合評価（1:2）ヒアリング有 | 持ち帰り | － | － | ○ | 公物管理（P．8参照） | 公物管理（P．2･4参照） | 県内 | 80（60） |
| | 5 | 河川許認可審査支援業務 | 河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情･問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援 | | 在席 | 占用関係者 | － | | | | 地整管内 | |
| | 6 | ダム管理支援業務 | ﾀﾞﾑ、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援及び河川巡視支援、河川許認可支援等 | | 在席 | 占用関係者（河川許認可審査支援業務を付随する場合） | － | | | | 県内 | |
| | 7 | 堰･排水機場等管理支援業務 | 管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検 | | 在席 | － | － | | | | 県内 | |
| | 8 | 道路許認可審査･適正化指導業務（道路管理事務業務又は特殊車両審査事務業務） | 各種申請書類の審査･指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査･現地立合い、特殊車両通行の指導取締り等の支援 | | 在席 | 業務関連特定企業 | 業務関連特定企業 | | | | 地整管内 | |
| 3．用地補償総合技術業務（市場化テスト） | | | | | | | | | | | | |
| | 9 | 用地補償総合技術業務 | 補償金算定書の損失補償基準等との適合性の照合、権利者毎の公共用地交渉方針の作成、公共用地交渉の実施　等 | 総合評価（1:2）ヒアリング有 | 持ち帰り | 被補償者 | － | ○ | 用地補償総合技術（P．8参照） | 用地補償総合技術（P．2･5参照） | 地整管内 | 80（60） |

注）業務形態
　持ち帰り：受注者の社内等において業務を実施
　在　　席：発注者側庁舎内において業務を実施

※ この表の記載内容は現時点での案であり、今後変更することもあります。また、各業務の特性等によりこの表とは異なる要件とする場合もあります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告･入札説明書等でご確認ください。

※ 評価点は、80点を60点に換算し評価する。

（注1）8．道路許認可審査･適正化指導業務は、業務名が追加される場合がある。

## ＜入札参加要件＞
## 企業における業務実績に関する要件（対象業務分類表）

**《発注者支援業務等》**

**対象業務**

| | |
|---|---|
| 公物管理補助業務（市場化テスト） | |
| | 河川巡視支援業務 |
| | 河川許認可審査支援業務 |
| | ダム管理支援業務 |
| | 堰・排水機場等管理支援業務 |
| | 道路管理事務業務<br>及び特殊車両審査事務業務 |
| 発注者支援業務（市場化テスト） | |
| | 積算技術業務 |
| | 技術審査整理業務 |
| | 工事監督支援業務 |

**実績として認める業務**

| 分類 | 対象業務 |
|---|---|
| 発注者支援業務 | ◆積算技術業務 |
| | ◆技術審査業務 |
| | ◆工事監督支援業務 |
| 公物管理補助業務 | ◆河川巡視支援業務 |
| | ◆河川許認可審査支援業務 |
| | ◆ダム管理支援業務 |
| | ◆排水機場管理支援業務 |
| | ◆道路巡回業務 |
| | ◆道路許認可審査業務 |
| | ◆適正化指導業務 |
| CM業務 | ◆CM業務 |
| PFI事業技術アドバイザリー業務 | ◆PFI事業技術アドバイザリー業務 |
| 土木設計業務 | ◆概略設計 |
| | ◆予備設計 |
| | ◆詳細設計 |
| 調査検討・計画策定業務 | ◆調査検討業務 |
| | ◆計画策定業務 |
| 管理施設調査・運用・点検業務 | ◆管理施設調査業務 |
| | ◆管理施設運用業務 |
| | ◆管理施設点検業務 |
| 測量業務 | ◆測量作業 |
| | ◆測量調査 |
| 地質調査業務 | ◆ボーリング調査 |
| | ◆地質調査 |

※河川、道路どちらでもよい。

**《用地補償総合技術業務》**

**対象業務**

| | |
|---|---|
| 用地補償総合技術業務（市場化テスト） | |
| | 用地補償総合技術業務 |

**実績として認める業務**

| 分類 | 対象業務 |
|---|---|
| 用地補償総合技術業務 | ◆用地補償総合技術業務 |
| 補償コンサルタント業務 | ◆用地補償技術（補助）業務 |
| | ◆用地関係資料作成整理等業務 |
| | ◆土地調査部門業務（用地測量） |
| | ◆土地評価部門業務 |
| | ◆物件部門業務 |
| | ◆機械工作物部門業務 |
| | ◆営業補償・特殊補償部門業務 |
| | ◆事業損失補償部門業務 |
| | ◆補償関連部門業務 |

※この表の記載内容は現時点での案であり、今後変更することもあります。また、各業務の特性等によりこの表とは異なる要件とする場合もあります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認ください。

※対象業務の追加がある場合があります。

## ＜入札参加要件および評価項目＞
## 管理技術者および担当技術者における同種業務・類似業務の分類表 《発注者支援業務》

【 凡例 ： 同種● 類似○ 】

| 業務実績 | 対象業務 | 積算技術 | | 技術審査 | | 工事監督支援 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （河川） | （道路） | （河川） | （道路） | （河川） | （道路） |
| 発注者支援業務 （注1） | ◆積算技術業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ |
| | ◆技術審査業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ |
| | ◆工事監督支援業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ |
| 公物管理補助業務（河川） | ◆河川巡視支援業務 | ○ | | ○ | | ○ | |
| | ◆河川許認可審査支援業務 | ○ | | ○ | | ○ | |
| | ◆ダム管理支援業務 | ○ | | ○ | | ○ | |
| | ◆排水機場管理支援業務 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 公物管理補助業務（道路） | ◆道路巡回業務 | | ○ | | ○ | | ○ |
| | ◆道路許認可審査業務 | | ○ | | ○ | | ○ |
| | ◆適正化指導業務 | | ○ | | ○ | | ○ |
| CM業務 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| PFI事業技術アドバイザリー業務 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 土木設計業務（河川） | ◆予備設計 | ○ | | ○ | | ○ | |
| | ◆詳細設計 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 土木設計業務（道路） | ◆概略設計 | | ○ | | ○ | | ○ |
| | ◆予備設計 | | ○ | | ○ | | ○ |
| | ◆詳細設計 | | ○ | | ○ | | ○ |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土木工事 | ◆監理技術者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※ この表の記載内容は現時点での案であり、今後変更することもあります。また、各業務の特性等によりこの表とは異なる要件とする場合もあります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認ください。

（注1） 同種（●）は国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した業務、類似（○）はその他の機関が発注した業務

※対象業務の追加がある場合があります。

＜入札参加要件および評価項目＞

管理技術者および担当技術者における同種業務・類似業務の分類表《公物管理補助業務》

【 凡例 ： 同種● 類似○ 】

| 業務実績 | 対象業務 | 河川巡視支援 | 河川許認可審査支援 | ダム管理支援 | 堰・排水機場等管理支援 | 道路管理事務・特殊車両審査事務 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 発注者支援業務 | ◆積算技術業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ◆技術審査業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ◆工事監督支援業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 公物管理補助業務（河川）（注1） | ◆河川巡視支援業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | |
| | ◆河川許認可審査支援業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | |
| | ◆ダム管理支援業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | |
| | ◆排水機場管理支援業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | |
| 公物管理補助業務（道路）（注1） | ◆道路巡回業務 | | | | | ●○ |
| | ◆道路許認可審査業務 | | | | | ●○ |
| | ◆適正化指導業務 | | | | | ●○ |
| 調査検討・計画策定業務（河川） | ◆調査検討業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | ◆計画策定業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 調査検討・計画策定業務（道路） | ◆調査検討業務 | | | | | |
| | ◆計画策定業務 | | | | | |
| 管理施設調査・運用・点検業務（河川） | ◆管理施設調査業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | ◆管理施設運用業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | ◆管理施設点検業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 管理施設調査・運用・点検業務（道路） | ◆管理施設調査計画 | | | | | ○ |
| | ◆管理施設運用業務 | | | | | ○ |
| | ◆管理施設点検業務 | | | | | ○ |
| CM業務 | | | | | | ○ |
| PFI事業技術アドバイザリー業務 | | | | | | ○ |
| 土木設計業務（河川） | ◆予備設計 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | ◆詳細設計 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 土木設計業務（道路） | ◆概略設計 | | | | | ○ |
| | ◆予備設計 | | | | | ○ |
| | ◆詳細設計 | | | | | ○ |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 土木工事 | ◆監理技術者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※ この表の記載内容は現時点での案であり、今後変更することもあります。また、各業務の特性等によりこの表とは異なる要件とする場合もあります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認ください。

（注1） 同種（●）は国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した業務、類似（○）はその他の機関が発注した業務

※対象業務の追加がある場合があります。

＜入札参加要件および評価項目＞

**主任担当者、担当技術者および業務従事者における同種業務・類似業務の分類表《用地補償総合技術業務》**

【　凡例　：　同種●　　類似○　】

| 業務実績 | 対象業務 | 用地総合 |
|---|---|---|
| 発注者支援業務等 | ◆用地補償総合技術業務 | ● |
| 補償コンサルタント業務 | ◆用地補償技術（補助）業務 | ● |
| | ◆用地関係資料作成整理等業務 | ○ |
| | ◆土地調査部門業務（用地測量） | ○ |
| | ◆土地評価部門業務 | ○ |
| | ◆物件部門業務 | ○ |
| | ◆機械工作物部門業務 | ○ |
| | ◆営業補償・特殊補償部門業務 | ○ |
| | ◆事業損失補償部門業務 | ○ |
| | ◆補償関連部門業務 | ●○（注1） |

（注1）用地総合の補償関連部門業務における同種（●）は補償説明業務、類似（○）はこれ以外の補償業務

この表の記載内容は現時点での案であり、今後変更することもあります。また、各業務の特性等によりこの表とは異なる要件とする場合もあります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認ください。

※対象業務の追加がある場合があります。

**発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績に定める業務の内容一覧**

| 業務実績 | 対象業務 | 業務内容 |
|---|---|---|
| 発注者支援業務 | ◆積算技術業務 | ○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力のまでの一連の業務 |
| | ◆技術審査業務 | ○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務 |
| | ◆工事監督支援業務 | ○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務　○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務 |
| | ◆品質検査業務（過去の業務） | ○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務 |
| | ◆工事管理業務（過去の業務） | ○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務 |
| 公物管理業務（河川） | ◆河川巡視業務 | ○河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務 |
| | ◆河川許認可審査支援業務 | ○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務 |
| | ◆ダム管理支援業務 | ○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務 |
| | ◆排水機場管理支援業務 | ○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務 |
| 公物管理業務（道路） | ◆道路巡回業務 | ○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務 |
| | ◆道路許認可審査業務 | ○道路の各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査のいずれかの補助業務 |
| | ◆適正化指導業務 | ○道路の不正使用、不法占用の指導取締、特殊車両申請の指導取締のいずれかの補助業務 |
| CM業務 | | ○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務 |
| PFI事業技術アドバイザリー業務 | | ○PFI事業の実施に関する技術アドバイザリー業務 |
| 土木設計業務（河川） | ◆予備設計 | ○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計　等 |
| | ◆詳細設計 | ○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計　等 |
| 土木設計業務（道路） | ◆概略設計 | ○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討　等 |
| | ◆予備設計 | ○道路予備設計（中心線決定、用地幅決定）、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計　等 |
| | ◆詳細設計 | ○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計　等 |

※対象業務は、過去の発注された業務名を記載してあります。 なお、対象業務の追加がある場合があります。

**発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績に定める業務の内容一覧**

| 業務実績 | 対象業務 | 業務内容 |
|---|---|---|
| 調査検討・計画策定業務（河川） | ◆調査検討業務 | ○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算プログラム開発、等 |
| | ◆計画策定業務 | ○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水経済調査、情報・防災系システム、河川環境整備関係、広報資料作成、事業計画 等 |
| 調査検討・計画策定業務（道路） | ◆調査検討業務 | ○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査、等 |
| | ◆計画策定業務 | ○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災ｱｾｽﾒﾝﾄ、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、事業計画等 |
| 管理施設調査・運用・点検業務（河川） | ◆管理施設調査業務 | ○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等 |
| | ◆管理施設運用業務 | ○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等 |
| | ◆管理施設点検業務 | ○河川管理施設の点検 |
| 管理施設調査・運用・点検業務（道路） | ◆管理施設調査業務 | ○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等 |
| | ◆管理施設運用業務 | ○情報管理業務　等 |
| | ◆管理施設点検業務 | ○橋梁点検、防災点検、トンネル点検　等 |
| 測量業務 | ◆測量作業 | ○基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深浅測量、用地測量、空中写真測量　等 |
| | ◆測量調査 | ○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査　等 |
| 地質調査業務 | ◆ボーリング調査 | ○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査　等 |
| | ◆地質調査 | ○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解析、地盤環境調査、液状化判定　等 |

※対象業務は、過去の発注された業務名を記載してあります。 なお、対象業務の追加がある場合があります。

# 発注者支援業務等　配置予定管理技術者に求める資格等

| | 発注者支援業務 | | | 公物管理業務 | | | | | 用地補償総合技術業務 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 積算技術 | 工事監督支援 | 技術審査 | 河川巡視支援 | 河川許認可審査支援 | ダム管理支援 | 堰・排水機場等管理支援業務 | 道路管理事務特殊車両審査事務 | 用地補償総合技術 |
| 技術士（建設部門又は総合技術監理部門－建設） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 土木学会特別上級土木技術者又は上級土木技術者又は1級土木技術者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 1級土木施工管理技士 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 公共工事品質確保技術者（Ⅰ）<br>公共工事品質確保技術者（Ⅱ） | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × |
| 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了したもの | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | × |
| 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 | × | × | × | × | × | × | × | ○ | × |
| 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ |
| 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ |
| 補償コンサルタント登録規程第2条第1項の別表に掲げるに係る補償業務管理者（総合補償部門） | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ |
| 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ |
| RCCM又はRCCMと同等の能力（技術士部門と同様の部門に限る） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ |
| **その他、発注担当部署が認める資格** | | | | | | | | | |
| 発注者支援技術者（土木）Ⅰ種 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × |
| 発注者支援技術者（土木）Ⅱ種 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 河川管理支援士 | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 道路管理支援士 | × | × | × | × | × | × | × | ○ | × |

# 発注者支援業務等　中立性に関する要件

| | | 事前制限（契約前） | 事後制限（履行中） |
|---|---|---|---|
| 工事に関する発注者支援 | 積算技術業務<br>工事監督支援業務<br>技術審査業務 | (1)本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工 事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。<br>(2)発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。<br>(3)資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。<br>1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。<br>2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。 | 当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。<br>当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない。<br>(1)本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。<br>また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。<br>なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。<br>(2)資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。<br>1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。<br>2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。 |
| る業務に関す制限 | 積算技術業務<br>工事監督支援業務技術審査業務 | なし | なし |
| 公物管理 | 河川巡視業務 | (1)業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。<br>(2)資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。<br>1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。<br>2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。<br>【ただし、「河川法等に基づき河川管理者(調査職員)が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務」が付随されている場合に限る。】 | なし |
| | 河川許認可事務業務 | (1)業務対象河川内の占用者等及びその占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。<br>(2)資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。<br>1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。<br>2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。 | なし |
| | 堰・排水機場等管理支援業務 | なし | なし |
| | ダム管理支援業務 | (1)本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。【ただし、「工事監督の支援に関する業務」「積算の支援に関する業務」「技術審査の支援に関する業務」が付随されている場合に限る。】<br>(2)業務対象区間の占用者及び占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は本業務の入札に参加できない。【ただし、「河川法等に基づき河川管理者(調査職員)が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務」が付随されている場合に限る。】<br>(3)発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の再委託をしていることをいう。<br>(4)資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。<br>1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。<br>2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。 | 当該業務を受注した者は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。<br>当該業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は、業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない。【ただし、「工事監督の支援に関する業務」「積算の支援に関する業務」「技術審査の支援に関する業務」が付随されている場合に限る。】<br>(1)本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。<br>また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。<br>なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること。当該工事の下請けとしての参加をいう。<br>(2)資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。<br>1)一方の会社が、他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。<br>2)一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。 |

## 発注者支援業務等　中立性に関する要件

| | | 事前制限（契約前） | 事後制限（履行中） |
|---|---|---|---|
| | 道路管理事務業務又は特殊車両審査事務業務 | ・本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。 | ・本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。 |
| 用地事務補助 | 用地補償総合技術業務 | 入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。<br>「資本的・人的関係がないこと」とは、次の1）又は2）のことをいう。<br>1）会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。<br>2）入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。 | なし |

※ この表の記載内容は現時点での案であり、今後変更することもあります。また、各業務の特性等によりこの表とは異なる要件とする場合もあります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認ください。

## H24発注者支援業務・公物管理補助業務・用地補償総合技術業務　配点比較

| | | | | 発注者支援業務<br>・公物管理業務 | 用地補償<br>総合技術業務 |
|---|---|---|---|---|---|
| 基本事項評価<br><br>(技術者) | 管理技術者 | 資格 | ①　技術士等 | 5 | 5 |
| | | | ②　RCCM等 | 3 | 3 |
| | | 専門技術力 | 同種 | 5 | 5 |
| | | | 類似 | 3 | 3 |
| | | 地域精通度 | 事務所管内の同種・類似の実績 | 5 | 5 |
| | | | 地整管内の同種・類似の実績 | 3 | 3 |
| | | | 上記実績なし | 0 | 0 |
| | 担当技術者 | 予定担当技術者の専門技術力 | 同種 | 5 | 5 |
| | | | 類似 | 3 | |
| | | | その他 | 0 | 0 |
| | 合計 | | | **20** | **20** |
| 技術提案書評価 | 実施方針 | | | 10 | 10 |
| | 実施体制 | | | 20 | 20 |
| | 特定テーマ | | 的確性 | 20 | 20 |
| | | | 実現性 | 10 | 10 |
| | 合計 | | | **60** | **60** |
| ヒアリング | | | | ― | ― |
| 総合計 | | | | **80** | **80** |

**※「事務所管内」の定義については、入札説明書に記載されています。**